

第1回かごしま材利用建築物コンクール募集要領

1 趣旨

かごしま材を活用した優良な建築物を表彰することにより、建築物における木材利用について広く県民の関心と理解を深めるとともに、建築物へのかごしま材の一層の利用促進が図られることを目的とする。

2 募集対象

募集の対象は、鹿児島県内に現存しているものであって、次の(1)～(6)までの要件をすべて満たす建築物とする。

ただし、戸建て住宅及び国・県が整備したものは対象外とする。

- (1) 次の①～②のいずれかであるもの
 - ① 木造又は木造との混構造建築物
主要構造部である壁，柱，はり等のすべて，もしくは一部に木材を利用したもの
 - ② 非木造であるが内装木質化した建築物
天井，床，壁，窓枠等の室内に面する部分に木材を利用したもの
- (2) (1)の建築物のうち，かごしま材を活用しているもの（かごしま材出荷証明書（「合法木材証明制度」に基づく「鹿児島県産材の証明方法」）による）
- (3) 令和2年4月1日から，令和5年7月31日までに竣工したもの（増改築・修繕等を含む）
- (4) 建築の趣旨に沿って，良好に維持管理され，意匠性が高いなどPRの効果が期待できるもの
- (5) 建築基準法その他の関係法令等を遵守しているもの
- (6) 建築主，設計者及び施工者が暴力団又はその構成員及びその統制下にない者

3 応募期間と応募方法等

(1) 応募期間

令和5年8月1日（火曜日）～10月13日（金曜日）

※メール及び持参の場合は17時までとし，郵送は当日消印有効

(2) 応募方法

建築主，設計者及び施工者のいずれかによる自薦とし，必要事項を記載した応募書類を(4)の応募先に，メールでの送付，持参，郵送のいずれかの方法で応募すること。

なお，応募に当たっては，応募内容及び建築物内部を確認する必要があることについて関係者（現所有者を含む）の了承を得ること。

(3) 応募書類

次の①～④及び⑥をA4版で，⑤をA3版で提出すること。

また，応募後，必要に応じて聞き取りや追加資料を求めることがある。

- ① 応募申請書（応募様式）
- ② 木材使用量内訳（別紙1）
- ③ 応募する建築物のパンフレット等や写真（別紙2）
- ④ 位置図（建築物の場所がわかるもの）

- ⑤ 図面（配置図，平面図，立面図，矩計図又は断面詳細図，その他木材利用の詳細が説明できるもの）
- ⑥ 建築確認済証の写し，検査済証の写し

(4) 応募先

県庁かごしま材振興課又は応募する建築物が所在する地域を管轄する県地域振興局・支庁林務水産課（屋久島町については屋久島事務所農林普及課）に提出すること。

4 表彰建築物の選定及び表彰方法等

(1) 表彰建築物の選定等

別途設置する選定委員会が行う書類審査及び現地審査により，表彰建築物を選定し各賞を決定する。

(2) 表彰の実施

表彰の種類は次に掲げる各部門において，最優秀賞（1点以内），優秀賞（2点以内）とする。

なお，必要に応じて特別賞を設けることがある。

- ① 木造又は木造との混構造の部
- ② 内装木質化の部

(3) 表彰の方法

建築主，設計者及び施工者の3者を表彰することとし，「鹿児島県森林・林業振興大会」において，賞状の贈呈を行う。

(4) 結果の通知及び公表

選定結果は，応募した者全員に通知する。

表彰建築物については，県ホームページや各種研修会等で紹介する。

5 その他

応募書類等の内容及び写真等は，かごしま材の需要拡大に係る木造建築物等の普及啓発のために利用することとし，県ホームページや広報資料等で幅広く紹介することに同意するものとする。

なお，応募書類等については返却しないものとする。

附則

この要領は，令和5年7月28日から施行する。